

令和 5 年 11 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年11月 定例飯舘村教育委員会会議録

1 招集日時 令和5年11月22日（水）午前10時00分

2 招集場所 飯舘村役場 2階 第1会議室

3 出席委員 教育委員（教育長職務代理者）高橋 祐一
教育委員 庄司 智美
教育委員 星 弘幸

4 欠席委員 教育長 遠藤 哲

5 説明のため出席した者 教育課長 高橋 政彦
指導主事 蓮 實修一
生涯学習課長 山田 敬行

6 開 会 午前10時00分

教育課長 ただいまから令和5年11月の定例教育委員会を始めてまいりたいと思います。

7 日程第1 教育長あいさつ

教育長職務代理者 それでは皆様、11月の定例教育委員会ということで、忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

季節も変わり、今日はいい天気が続いておりますが、これから益々寒くなっていきますし、また、年末に近づき慌ただしい時期になるかと思っておりますので、皆さま健康に留意されまして、教育活動にご協力いただきたくよろしくお願いいたします。

午後の部につきましても、第2回の福島県市町村教育委員会連絡協議会の相馬支会研修会がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

8 日程第2 会期の決定及び書記の指名

教育長職務代理者 日程第2 会期の決定及び書記の指名ですが、会期につきましては令和5年11月22日の1日間、書記につきましては高橋政彦教育課長を指名します。
よろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

9 日程第3 令和5年10月定例教育委員会会議録の承認について

教育長職務代理者 日程第3 令和5年10月定例教育委員会会議録の承認について、事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長職務代理者 10月の定例教育委員会会議録の承認についてであります、皆様からご意見、ご質問を受けたいと思います。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 異議なしということで、承認となりました。

10 日程第4 議案第18号 令和5年12月補正予算要求について

教育長職務代理者 日程第4 議案第18号 令和5年12月補正予算要求について事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 日程第4 議案第18号の令和5年12月補正予算要求について、説明がございました。皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

星委員 1つは、プロバイダーの容量の変更ということで、プランの変更内容を教えていただきたい。もう1点はフードプロセッサーについて、日常的に使っているものが壊れたときにすぐに代わりのものが用意できる体制なのか、それともこれを使わない方法に変えて調理するのか、予備があるのかないのかというのを教えてください。

教育課長 プロバイダーについては、現在の契約方式がP P P o Eという契約方式をI P o Eという方式に切り替えるということになります。

給食センターのフードプロセッサーについては、めったに壊れるものではありませんので、予備は持っておりません。現在は、粉末のものなどを購入し対応しております。

教育長職務代理者 スクールソーシャルワーカーの交通費の自動車借り上げ料がありますが、その方はどちらの方面から来ていらっしゃいますか。

教育課長 スクールソーシャルワーカーは、村にお住まいの方です。今回の交通費は、通勤費ではなく、病院への通院同行などの私有車借上料です。

教育長職務代理者 そのほか皆さんからありますか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 それでは、日程第4につきましては、承認でよろしく申し上げます。

11 日程第5 議案第19号 令和6年度飯舘村奨学生募集要項及び令和6年度飯舘村大学修業一時金篤志奨学金貸付要項について

教育長職務代理者 日程第5 議案第19号 令和6年度飯舘村奨学生募集要項及び令和6年度飯舘村大学修業一時金篤志奨学金貸付要項について、事務局より説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 日程第5 議案第19号の説明がございました。委員の皆様からのご質問を求めます。

星委員 1つは、採用の内定のところの必要書類にある小論文についてですが、採用に当たって判断基準としてのものなのか、それとも提出すればいいというものか。

判断基準がある場合は、誰が見てどういう判断をされるのかというのを教えてください。

もう1点は、所得基準についてですが、子供政策について所得制限があるのはおかしいと、そういった議論がされている中で、自治体によっては独自で基準を廃止するという声も聞きます。飯舘村においても所得基準を廃止することによってどれだけ金額が変わってくるのかというところを踏まえた上で、所得制限なしというのを子供に関する対策、政策については進めていくことも考えてもいいと思いますので、意見を述べさせてもらいました。

教育課長 小論文の判断基準ですが、どのような夢に向かっていくのかというものに対して、村は奨学金で支援しましょうという考え方がよろしいのかと思います。

誰が審査をするかですが、教育委員会事務局で1次判定をさせていただいて、その後教育委員会にお諮りするということになります。

続いて、所得基準については、奨学金を借りるということはそれなりに厳しい所得と想定されます。高所得者が借りる必要はないのではということがありますので、ある程度所得は見させていただく。

星委員 小論文については、公開することは前提としないのか、それとも飯舘村奨学金の貸付けを受ける人はこういった夢を持ってやっているという形で、広く公開することを考えているのか、その辺をもう一度教えてください。

教育課長 公開はしません。あくまでも貸付けのための審査になりますので、その審査の中身を公開することはありません。

星委員 先ほどの所得基準について、現状は該当する対象がいらないという話でしたが、それなら、なおさら所得制限をなくすことは可能ではないのかと思いますが、その辺は国からの動きがないと何か進められないのでしょうか。

教育課長 特段そういうものはありませんが、具体的に言うと貸付に利子等発生はしませんし、所得を制限することでその利子の支払いを免除するということになります。

実際に所得がある方については、民間の教育ローンの貸付が可能ではということでの基準設定になっておりますし、あくまでも村の税金からの貸付ということになりますので、そこをご理解いただければと思います。

星委員 奨学金のところで今回追加になった項目で、村内に就職する方については、修業期間に応じてその奨学金の返済を免除するという部分で1つ前に出た形になると思います。飯舘村で働きたいと思う人が親の所得が高かったとしても、そういったものを利用して村で働こうというきっかけにもなると思うので、ぜひそこは柔軟に検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 そのほか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 日程第5 議案第19号につきましては承認ということでよろしくお願いいたします。

12 日程第6 議案第20号 飯舘村スクールバス運行マニュアルの策定について

教育長職務代理者 日程第6 議案第20号 飯舘村スクールバス運行マニュアルの策定について、ご説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 それでは、日程第6 議案第20号 飯舘村スクールバス運行マニユア

ルの策定について説明がありました。皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

星委員 まず1つは、適用範囲についてです。今回の範囲というのは飯舘村が運行するスクールバスということですが、民間に委託している分については対象になるのか。もう1点、作成に当たっては、関連法案がたくさんあるようですが、専門家的意見とか知識を有した上で作成、または確認をされているか、その辺を教えてください。

教育課長 1点目の飯舘村のスクールバス運行のマニュアルについて、民間に委託している業者に適用するのかということですが、これについては、同じように適用させていただいております。

もう1点、作成に当たり、関係法令と合っているのかというところでございますが、基本的には国から来たマニュアルに沿って策定させて頂いております。

国でつくられたものが基本的に法律に合致しているものだろうと私どもは考えています。

星委員 適用範囲については、民間にもということですが、民間は民間で各法令に基づいたマニュアルがあると思います。ぜひ一度専門家の意見というか、専門的なところで見てもらえたほうがいいのかと思いました。

追加の質問ですが、今回の内容を見せていただくと、マニュアルということで、指示事項が書いてあります。最初に出てくる言葉として、教育委員会、運転手、バスの車庫長とありますが、そもそも教育委員会の仕組みとしてバスの運転手及び車庫長は、教育委員会の指揮下にあるのか、ないのか。

また、用語の定義を定め、それでそれぞれの責任と権限というのを明らかにした上でつくったほうが整理されるかと感じました。

例えば点呼のところですが、運行前の点検は運転手が行うとして、点呼は誰が行うかが書かれていないです。また、1の(1)③運転手本人の健康状態を確認しは、誰が確認しサービスの適否を決定するか分らないです。

点呼についての記録では、どのようなものを記録し確認はどうするかという部分も分らないところがありました。

2番の(1)の④その他のイのところの、児童生徒へのいかなる体罰も加えないこととありますが、例えば、運転手が注意しても児童生徒が従わず、安全に走行することが難しいと判断した場合は、運転手はどう行動するか。また、エの複数の目で再度確認するは、誰が確認するのか、分らないです。

細かいところはたくさんありますが、運送法は厳しいかと記憶しています。記録の部分では、運行後に複数の目で車両の中の確認を行い、確認した人が押印するなど。一応専門的な方に確認していただくのがいいかと感じました。

教育課長 全体的に大きなマニュアルですので、詳細まで記載しておりません。あくまでもマニュアルということで、その時々に対応というのがありますので、それに応じて細かいところは後ほど決定していきたいと思います。

また、用語の説明の部分が不足しているところは、検討させていただきます。

運転日誌等については、県の検査が入りまして問題なしと考えております。

体制ということについても1つの方策だけではないと思います。その都度対応

し、大きな事故がないことが大事ですので、あくまで一般的なマニュアルとし、実際は細かく対応していくようになるかと思います。

星委員 実態に基づいて文書化したということをお聞きしましたが、実際スクールバスの最後の複数の目での確認というのはどういう形でやられているのでしょうか。

教育課長 バスの点検運行については、車庫に戻った際は1人ではなく、助手やほかの運転手と必ずお二人で点検を行っています。

また、それぞれの点検表ごとに、再度車庫長に不具合の確認をしていただきます。今はアルコールチェックも義務づけになっていますので、各運転手の体調も車庫長で確認しています。基本的には車庫長が全員の体調を確認するという流れになっています。

星委員 最後のバスの中に子供が残っていないかという確認についても、運転手の後に車庫長が行いますか、誰か別の運転手が行うのでしょうか。

教育課長 臨機応変に対応しています。また、子供たちが騒いでいるという場合は、安全に運転ができないので、必ず車両を止めさせてもらいます。そこで注意喚起をさせていただいて、難しい場合は親を呼ぶなどの対応が必要ですので、一旦連絡をしてもらうという流れになっています。

星委員 児童生徒等の乗降車の際の点呼等による所在確認の方法ですが、バスが最後車庫に戻ってきて、中に人が残っていないかどうかを複数の目で確認すると書いてありますが、具体的には、運転手さんと車庫長さんで確認をするということでしょうか、実態はいかがですか。

教育課長 助手がいる場合は助手と確認します。また、バスを見回りするような安全措置、ブザーも今回つけさせていただきましたので、必ず運転手は確認することになります。

ただ、一人だとどうしても見逃しがあるので、必ず2人で見ていただくようにしており、基本的には、助手がいる場合は助手と、いない場合は他の運転手もしくは車庫長と一緒に確認するという作業をしています。

星委員 確認したというのは、何か記録的に残りますか。

教育課長 運転日誌がありますので、確認済という形でチェックをします。

星委員 それを教育委員会に提出して1日が終わるということですか。

教育課長 教育委員会で必ず確認します。

星委員 最後に1点、フロー図についてです。バスの運転手さんが車庫長さんにも、学校にも連絡してと、運転手さんの仕事が多く、指示等の流れが不明瞭かと感じます。例えば、運転手さんから車庫長に、車庫長から教育委員会へ連絡し、指示を仰ぎ、車庫長が運転手へ指示という形が混乱しないのかと思います。

教育課長 フロー図について、運転手の連絡が多過ぎるのではないかという質問ですが、これは最低限の連絡になります。

車庫長には必ず連絡を入れる。度合いによって違うと思いますが、車両だけのものではあれば車庫長による指示。子どもに係ることであればこども園、学校にも連絡が必要です。もしも怪我を伴う事故等であれば、運転手本人が直接消防、警察への連絡が必要となります。必ず全部に連絡しなければならないということではなく、その場に応じた最低限の部分を示したフロー図となっております。

庄司委員 大きい2番の(2)の児童生徒の注意点というところで、児童生徒はバス到着予定時刻5分前までに指定場所で待つようにするというのですが、何年も前に、息子たちが土曜日の部活の朝の時間にバス停に5分前に着いていましたが、バスが行ってしまい、何度か学校へ送って行ったことがありました。当時、教育委員会にも申し上げましたが、バスに乗車する子の保護者の連絡先が分かっているはずなのになぜ連絡をしてくれないのか。欠席の場合は車庫長に連絡してくださいという連絡はあるのに、出発時間が決まっているのになぜ早く出発してしまったのか、ということがあるので、児童がいない場合は出発、通過すると書いてありますが、欠席の連絡が入っていない場合は待っていてもらえないのか。その点どのように運転手さんとの意思疎通が確立されているのかお聞かせください。

教育課長 確かに震災当時はいろいろ問題がありました。大きく改善されたのは、バスにGPSの装置がついています。どこにバスがいるのか見られるようになったというのが1つ大きな改善です。

もう1点目は、今は出発時刻に誰もいなくても必ずいてくださいということは指示してあります。

ただ、いまだに欠席の連絡がない保護者もおりますし、出発時間になっても児童がいない場合は出発するというのは原則にしております。時間通りの出発をしないと、朝のラッシュ時間もあり、次のバス停に遅れてしまいますので、基本的にはその出発時間までは誰がいてもいなくても必ずバスは待つということにさせていただいています。

ただ、連絡があり明らかにそのバスには乗らないという場合は通過させていただきますが、連絡がない場合は待っています。

星委員 5分前というのは、乗車時間を含めて5分前ということですか。連絡あるなし関係なく、決まった時間に出発するというほうが保護者の連絡もなくてもいいわけですし、5分前というところは3分前、1分前では駄目なのかなというのはどうですか。

教育課長 間に合えばいいのではということですが、やはり保護者にお伝えするときに5分前ぐらいに来てくださいというのは社会通念上の表現かと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

保護者の方には申し上げておりますが、バスの時刻はあくまで出発する時刻ですということはお知らせしております。

教育長職務代理者 そのほかありますか。

星委員 この案は、とりあえず作成したということで、内容はその運用に合わせて修正していくということですが、修正をする場合は、教育委員会にかけるのか、それとも教育課の中で教育長の判断で決めていくのか、どういう運用になりますか。

教育課長 修正は、適宜必要に応じて修正をしていきます。年に1度程度お示しするのがよろしいかと考えております。

教育長職務代理者 修正があった場合は、委員会に諮っていただくということでしょうか。

星委員 今回の話を受けて修正する部分があるということであれば、修正した時点で確認させてもらえればと思いますし、修正をしないでそのまま行くというのであれば、1年後とか、そういった形でもいいと思います。

教育課長 修正自体は、事務局にお任せいただきたいと思います。修正の度に教育委員会にお諮りするようになってしまいますので、教育委員会としては策定について了承いただいて、修正したものは、年度初めの教育委員会に配布と考えています。

星委員 このマニュアル自体は、公開されるものですか。それとも公開はされないものですか。

教育課長 公開はしませんが、秘密事項ではありません。

星委員 民間の会社にもお伝えするということなので、改定があったときにその都度また送るようになりますでしょうか。

教育課長 改定があった場合は、どこが改定されたということを明記してお示しをします。

教育長職務代理者 そのほかございますか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 それでは、日程第6 議案第20号 飯舘村スクールバス運行マニュアルの策定については、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

13 日程第7 諮問第1号 飯舘村指定有形民俗文化財の指定について

教育長職務代理者 日程第7 諮問第1号 飯舘村指定有形民俗文化財の指定について、事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま事務局のほうから飯舘村指定有形民俗文化財の指定について説明がありました。皆様のご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

星委員 今回の作見の井戸について、文化財に指定する範囲というのは井戸本体のみなのか、周辺の建物も含むのかどうか。もう1点は、井戸本体は、いつ頃作られたものなのか、かなり古い時代からあったのか、文化財の価値も大分変わるかと思いますので、分かる範囲で教えてください。

生涯学習課長 1点目の指定の範囲につきましては、地権者所有の井戸を含めて、文化財として指定する一定の区域を想定しており、教育委員会へ答申するなかで整理する予定であります。

それから、2点目、井戸ができたのは、資料3ページにあるとおり、文献等では、寛文9年、1669年に相馬藩の藩主で相馬忠胤の命によってこの地に移住した佐藤庄左エ門義信が設置されたと推察しているところであります。申し訳ありませんが、今の原形がいつできたかという詳細は、今回の資料以外では把握していません。

星委員 今までの管理は、個人、それとも行政区でやっていたのですか。つまり、作見の井戸は行政区としても重要であり、行政区も管理を行い、村も文化財に指定して支援するという流れは理解できますが、個人と村との関係だけでは、行政区の関わりが希薄になる気がします。その辺は、行政区とのお話合いとかは持たれているのですか。行政区との連携は大事だと思います。

生涯学習課長 管理は所有者を含む有志の方が行っていると聞いており、深谷行政区の関わりは予算措置も含めて特にないと認識していますので、行政区との話し合いはしていません。なお、豊作、凶作の観測は、震災前では農協が小寒の時期に行っていたというのは聞いています。

星委員 文化財に指定されれば管理は公費で行うと思いますが、例えばこの建物を直しましょうといったときに、どのように保存していくのでしょうか。

生涯学習課長 文化財の指定となれば、それを後世に伝えていく、守っていくという観点から、必要な周囲の整備、管理、修繕、看板等については、地権者と協議しながら村で一定程度の予算措置をして、保存していく方針であります。

教育長職務代理者 資料13ページの指定文化財一覧を見ますと種別が記載されていまして、今回の件については、村として初めての有形民俗文化財の区分となるようですが、有形としての井戸の部分と、民俗文化財として作況を占ってきた内容もあるということなので、文化財の区分としては有形民俗文化財にしたということでしょうか。

生涯学習課長 有形である作見の井戸は江戸時代に作られたということと、昔から豊作、凶作を判断基準にしていたという、この無形的な行為自体も価値があると思われる。作見の井戸を基本とし、昔の人の知恵が稲作の豊作か凶作かを井戸で作見を測るその行為を付随しての指定ということが、現時点での審議会の意見であります。なお、登録の区分は、答申のなかで整理したいと考えています。

教育長職務代理者 そのほかありませんか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 それでは、日程第7、諮問第1号 飯舘村有形民俗文化財の指定の諮問について、承認ということで、よろしくお願いいたします。

14 日程第8 諮問第2号 飯舘村指定天然記念物の解除について

教育長職務代理者 続いて、日程第8、諮問第2号 飯舘村指定天然記念物の解除について、事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 日程第8、諮問第2号 飯舘村指定天然記念物の解除について説明がありました。皆様のご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

星委員 今回は、伐採してから、その後で指定を解除するという手続きですが、本来は指定を解除してから伐採という流れだと思います。指定木などは、定期的な点検をしていれば木が腐っていたかどうか、ある程度、事前に確認できたのではないのでしょうか。文化財は定期的に村として確認することが必要と思います。

生涯学習課長 今回は倒木の恐れがあり危険なため、緊急な措置が必要だったこともあり、指定解除が後になったことを理解いただきたい。村では文化財に登録されている管理を地権者等に依頼していて、一定程度の維持費を助成しています。基本的には村として全ての状況を確認すべきですが、所有者から連絡があって、対応しているところもあります。

また、管理していた所有者が亡くなって、今後誰が草刈りをするかどうか相談を受けるケースも出てきているなど、所有者が常に管理できる状態ではない案件も出てきておりまして、将来的に文化財の維持をどのようにしていくかが1つの課題であると考えています。

星委員 費用についてはどの位の金額だったでしょうか。

生涯学習課長 手元に資料がありませんが、治療と伐採の費用は約60万円だったかと思います。

教育長職務代理者 そのほかありますでしょうか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 ないようですので、日程第8、諮問第2号 飯舘村指定天然記念物の解除の諮問については承認でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

15 日程第9 諸報告について

教育長職務代理者 続きまして、日程第9、諸報告について事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 日程第9の諸報告について、今事務局のほうから説明がありました。皆様からのご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

全 員 なし。

教育長職務代理者 日程第9 諸報告については承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

16 日程第10 その他

教育長職務代理者 日程第10 その他について事務局説明の説明をお願いします。

教育課長 次回の日程、12月21日木曜日、午後3時から第1会議室でということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1月の定例会の日程でございますが、令和6年1月24日水曜日、午後3時から
の予定にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。これは決定したものでよろしいですね。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 全て終了いたしましたので、閉会ということで閉じたいと思います。

17 閉 会

教育課長 それでは皆さん、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、令和5年11月定例教育委員会を終了します。

午前11時30分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

教育委員（教育長職務代理者）

教育委員

教育委員

教育委員

高橋祐一

星弘幸

庄司智美

書記：教育課長 高橋 政彦